

デジタル社会推進会議副幹事会の開催について（案）

〔令和3年9月●日〕
デジタル社会推進会議幹事会議長決定

- 1 デジタル社会推進会議幹事会運営要領第5条の規定に基づき、デジタル社会推進会議におけるデジタル社会の形成のための施策の実施の推進及び関係行政機関相互の調整に資するため、幹事を補佐することを目的として、デジタル社会推進会議副幹事会（以下「副幹事会」という。）を開催する。
- 2 副幹事会の構成は、次のとおりとする。ただし、議長は、必要があると認めるときは、構成員及びオブザーバー以外の関係行政機関の職員、有識者その他の関係者の出席を求めることができる。

議長 デジタル庁統括官（戦略・組織担当）

構成員 内閣官房内閣参事官（内閣総務官室）
内閣官房内閣参事官（内閣サイバーセキュリティセンター）
内閣法制局長官総務室総務課長
人事院事務総局サイバーセキュリティ・情報化審議官
内閣府大臣官房サイバーセキュリティ・情報化審議官
宮内庁長官官房秘書課長
公正取引委員会事務総局官房サイバーセキュリティ・情報化参事官
警察庁長官官房サイバーセキュリティ・情報化審議官
個人情報保護委員会事務局次長
カジノ管理委員会事務局総務企画部長
金融庁総合政策局審議官
消費者庁参事官
デジタル庁統括官（戦略・組織担当）付審議官
復興庁統括官付参事官
総務省大臣官房サイバーセキュリティ・情報化審議官
法務省大臣官房サイバーセキュリティ・情報化審議官
外務省大臣官房サイバーセキュリティ・情報化参事官
財務省大臣官房サイバーセキュリティ・情報化審議官
文部科学省大臣官房サイバーセキュリティ・政策立案総括審議官
厚生労働省大臣官房サイバーセキュリティ・情報化審議官
農林水産省大臣官房サイバーセキュリティ・情報化審議官
経済産業省大臣官房サイバーセキュリティ・情報化審議官
国土交通省大臣官房サイバーセキュリティ・情報化審議官
環境省大臣官房サイバーセキュリティ・情報化審議官

オブザーバー 防衛省大臣官房サイバーセキュリティ・情報化審議官
衆議院事務局庶務部情報基盤整備室長
参議院事務局庶務部副部長
国立国会図書館電子情報部電子情報企画課長
最高裁判所事務総局情報政策課参事官
会計検査院事務総長官房サイバーセキュリティ・情報化審議官
日本銀行システム情報局審議役

- 3 副幹事会は、関係機関に対して、資料の説明、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。
- 4 副幹事会の庶務は、関係府省の協力を得て、デジタル庁において処理する。
- 5 前各項に掲げるもののほか、副幹事会の運営に関する事項その他必要な事項は、議長が定める。